

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：2021年6月21日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
コムストックローン約款 【イージー・コムストックローン】	コムストックローン約款 【イージー・コムストックローン】
日本証券金融株式会社	日本証券金融株式会社
第1条 (現行どおり)	第1条 (省 略)
第2条 (契約の成立および契約期間)	第2条 (契約の成立および契約期間)
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の審査において、適當と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。	2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の審査において、適當と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
<u>(2) 後見人、保佐人、補助人等の法定代理人が選任されていないこと。</u>	(新 設)
<u>(3) 任意後見監督人が選任されていないこと。</u>	(新 設)
<u>(4)～(11) (現行どおり)</u>	<u>(2)～(9) (省 略)</u>
3～5 (現行どおり)	3～5 (省 略)
6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適當と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。	6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適當と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。
(1) 第2項(2)から <u>(10)</u> までに掲げる事項をいずれも充足していること。	(1) 第2項(2)から <u>(8)</u> までに掲げる事項をいずれも充足していること。

新	旧
(2)～(5) (現行どおり)	(2)～(5) (省 略)
第3条 (現行どおり)	第3条 (省 略)
第4条 (融資要領)	第4条 (融資要領)
1 融資限度額および融資方法	1 融資限度額および融資方法
(1)～(3) (現行どおり)	(1)～(3) (省 略)
(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適當と認めた場合は、融資限度額の上限を <u>3億円</u> 以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。	(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適當と認めた場合は、融資限度額の上限を <u>1億円</u> 以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。
(5)～(8) (現行どおり)	(5)～(8) (省 略)
2～4 (現行どおり)	2～4 (省 略)
第5条 (担保不足等)	第5条 (担保不足等)
1 担保不足(担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。)となった場合には、日証金からの請求により、日証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、日証金が適當と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%(一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)以下となるまで改善していただきます。 <u>なお、上記の日証金からの請求を行っている場合においても、その請求にかかる追加担保差入または融資金の一部返済の期限に関わらず、第7条第1項(5)の規定が優先されます。</u>	1 担保不足(担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。)となった場合には、日証金からの請求により、日証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、日証金が適當と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60% (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)以下となるまで改善していただきます。
2、3 (現行どおり)	2、3 (省 略)
第6条 (現行どおり)	第6条 (省 略)

新	旧
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が<u>次に掲げる割合以上</u>となったとき。</p> <p>① 融資残高が3,000万円以下の場合は90%以上</p> <p>② 融資残高が3,000万円超、1億円以下の場合は85%以上</p> <p>③ 融資残高が1億円を超える場合は80%以上</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が<u>90%以上</u>（融資残高が<u>3,000万円を超える場合は85%以上</u>）となったとき。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第8条 (現行どおり)</p>	<p>第8条 (省略)</p>
<p>第9条（月次報告書）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 月次報告書の交付は、日証金のウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）によることができるものとします。</p> <p>3、4 (現行どおり)</p>	<p>第9条（月次報告書）</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 月次報告書の交付は、日証金のウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）によることができるものとします。<u>ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書面を郵送する方法によるものとします。</u></p> <p>3、4 (省略)</p>
<p>第10条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>付 則</p> <p>この改正約款は2021年6月21日から実施します。</p>	<p>第10条～第18条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>